



## (中部) 森の町内会ロゴマーク使用ガイド

「間伐に寄与する紙」の印刷物に表示できるロゴマークは、以下の通りです。

### 1. 森の町内会ロゴマーク



※詳しくは、P 2～3をご覧ください。

### 2. 林野庁 木づかい運動ロゴマーク



※詳しくは、P 4をご覧ください。

#### お問い合わせ

オフィス町内会事務局

〒108-0023 東京都港区芝浦 3-20-10 岩本ビル4F

Tel: 03-5156-0408 Fax: 03-5156-0409 E-mail: info@o-cho.org

## 1. 森の町内会ロゴマーク

### 「森の町内会」ロゴマーク



- 以下の条件を全て満たす印刷物に表示できます。
  - ① サポーター企業が発行する印刷物
  - ② 「間伐に寄与する紙」を使用して作成した印刷物
- ロゴマークは2種類あります。いずれかを選択して使用してください。
- 印刷物の一部に「間伐に寄与する紙」を使用する場合は、ロゴマークの適用範囲を明確に表記してください。
- 外国語の印刷物についても、本ロゴマークを使用してください。ロゴマークに添えるメッセージについては、英語、中国語の推奨訳のご用意があります。

### ロゴマークのご利用にあたって

- ログデータは、いずれも「jpg」と「ai」にてご提供しております。
- ログマーク本体と文字表示は、同倍率で縮小又は拡大して使用下さい。なお、文字が読めなくなるような過度な縮小は避けて下さい。
- ログマークの色は、指定色もしくは黒色にてお願いします。単色印刷の場合は、この限りではありません。

### お願い

- 基本的に「森の町内会ロゴマーク」は、間伐サポーター企業から、制作会社ないしは印刷所等にお渡ししていただくことしております。
- ログマークの管理の都合上、事前に事務局まで、以下の情報をお知らせください。  
印刷物の名称、サイズ、ページ数、発行部数



## (中部) 森の町内会ロゴマーク使用ガイド

### 森の町内会 メッセージサンプル

- 「森の町内会ロゴマーク」に添えて、以下のメッセージをあわせて掲載いただくと大変ありがたいです。
- ロゴマークメッセージを自社に合った表現に変更をされたい等のご要望は、事務局へご連絡の上、事務局確認後のメッセージを使用させていただきようお願いいたします。

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 和文(標準)                   | この印刷物に使用している用紙は、森を元気にするための間伐と間伐材の有効活用に役立ちます。  |
| 本文用紙のみに「間伐に寄与する紙」を使用する場合 | この印刷物の本文用紙は、森を元気にするための間伐と間伐材の有効活用に役立ちます。  |
| 冊子の一部に「間伐に寄与する紙」を使用する場合  | この印刷物の本文 p●～p●に使用している用紙は、森を元気にするための間伐と間伐材の有効活用に役立ちます。   |
| 英文(標準)                   | Printed on paper made with wood from forest thinning. “Morino Chonai-Kai” (Forest Neighborhood Association)—Supporting sound forest management. |
| 繁体字(標準)                  | 本刊物所使用之紙張, 幫助推廣有效地使用間伐木材從而推進森林再生  |
| 簡体字(標準)                  | 本刊物所使用之纸张, 帮助推广有效地使用间伐木材从而推进森林再生  |

- 印刷物の一部に「間伐に寄与する紙」を使用する場合は、ロゴマークの適用範囲を明確に表記してください。
- ロゴマークメッセージを自社に合った表現に変更をされたい等のご要望は、事務局へご連絡の上、事務局確認後のメッセージを使用させていただきようお願いいたします。

### 2. 林野庁 木づかい運動ロゴマーク

#### 林野庁 木づかい運動ロゴマーク



A-(2)-060002

「間伐に寄与する紙」で制作した印刷物には、林野庁の木づかい運動ロゴマークを表示することができます。

#### ロゴマークのご利用にあたって

- ロゴマークを使用するときには、ロゴマークと登録番号を一体的に表示しなければなりません。また、他のマークや番号と誤認されないようにすることが必要です。
  - オフィス町内会の登録番号である A-(2)-060002 を ゴシック体 で入れてください。
- ロゴマークを使用するときには、デザインの変更や標語の省略を行ってはいけません。
- モノクロ印刷等により色を変更したい場合には、事前に木づかい運動ロゴマーク事務局である(財)日本木材総合情報センターの了解が必要です。
  - 登録者であるオフィス町内会を通じて、(財)日本木材総合情報センターに了解を取ることになります。
- ロゴデータは、ホームページよりダウンロードいただけます。ホームページのアクセス先とパスワード等につきましては、使用申請の後、ご連絡いたします。

#### お願い

##### 木づかい運動マーク使用に伴う申請について

- 木づかい運動ロゴマーク事務局である(財)日本木材総合情報センターに対して、「サンキューグリーンスタイルマーク登録番号使用報告書」の提出が必要となります。これは、登録者であるオフィス町内会が行うものですが、御社から事前に以下の情報提供をお願いいたします。
  - ・御社名
  - ・ロゴマークを使用する印刷物の名称
  - ・ロゴマークを使用する印刷物の使用予定期間